令和８年版（令和８年10月）

用地調査等業務費積算要領　新旧対照表

改正案	現　行
（略）	（略）
第３　業務費の内容及び積算 １　直接原価　（略） (1)　（略） (2) 直接経費 ア　～　イ－1　（略） イ－2　旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合） (ｱ)　（略） (ｲ) 率を用いた場合の宿泊費・宿泊手当の積算 (a) 宿泊費 宿泊費は旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情を勘案して定める宿泊費基準額（税抜き）（下記表を参照）と現に支払った額（税抜き）を比較し、いずれか少ない額とする。	第３　業務費の内容及び積算 １　直接原価　（略） (1)　（略） (2) 直接経費 ア　～　イ－1　（略） イ－2　旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合） (ｱ)　（略） (ｲ) 率を用いた場合の宿泊費・宿泊手当の積算 (a) 宿泊費 宿泊費は旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情を勘案して定める宿泊費基準額（税抜き）（下記表を参照）と現に支払った額（税抜き）を比較し、いずれか少ない額とする。

宿泊費基準額（円・税抜き）（一夜につき）

区分	宿泊費基準額（一夜につき）	区分	宿泊費基準額（一夜につき）
北海道	13,636	滋賀県	10,000
青森県	10,909	京都府	18,181
岩手県	9,090	大阪府	14,545
宮城県	10,909	兵庫県	15,454
秋田県	10,000	奈良県	10,909
山形県	9,090	和歌山県	10,000
福島県	8,181	鳥取県	8,181
茨城県	10,000	島根県	10,909
栃木県	10,000	岡山県	12,727
群馬県	10,909	広島県	12,727
埼玉県	14,545	山口県	8,181
千葉県	15,454	徳島県	9,090
東京都	19,090	香川県	13,636
神奈川県	14,545	愛媛県	10,909
新潟県	14,545	高知県	10,909
富山県	10,000	福岡県	15,454
石川県	9,090	佐賀県	10,000
福井県	9,090	長崎県	11,818
山梨県	11,818	熊本県	12,727
長野県	11,818	大分県	10,000
岐阜県	11,818	宮崎県	10,000
静岡県	10,909	鹿児島県	10,000
愛知県	10,909	沖縄県	10,909
三重県	10,909		

（略）

宿泊費基準額（円・税抜き）（一夜につき）

区分	宿泊費基準額（一夜につき）	区分	宿泊費基準額（一夜につき）
北海道	11,818	滋賀県	10,000
青森県	10,000	京都府	17,272
岩手県	8,181	大阪府	11,818
宮城県	9,090	兵庫県	10,909
秋田県	10,000	奈良県	10,000
山形県	9,090	和歌山県	10,000
福島県	7,272	鳥取県	7,272
茨城県	10,000	島根県	8,181
栃木県	9,090	岡山県	9,090
群馬県	9,090	広島県	11,818
埼玉県	17,272	山口県	7,272
千葉県	15,454	徳島県	9,090
東京都	17,272	香川県	13,636
神奈川県	14,545	愛媛県	9,090
新潟県	14,545	高知県	10,000
富山県	10,000	福岡県	16,363
石川県	8,181	佐賀県	10,000
福井県	9,090	長崎県	10,000
山梨県	10,909	熊本県	12,727
長野県	10,000	大分県	10,000
岐阜県	11,818	宮崎県	10,909
静岡県	8,181	鹿児島県	10,909
愛知県	10,000	沖縄県	10,000
三重県	8,181		

（略）

２　その他原価

その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く。）からなる。

なお、間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費、熱中症対策費用（当該業務に従事する技術者に対する費用）等の経費とする。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（当該業務に従事する技術者に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。

（略）

２　その他原価

その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く。）からなる。

なお、間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費　　等の経費とする。

（略）

（別表）　積　算　数　量　表　示　単　位　一　覧　表

区分	種別	細別	単位	数位	備考
共通	（略）				
権利調査	（略）				
建物等の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	木造建物		棟	1	
	木造特殊建物		棟	1	
	非木造建物		棟	1	
	建物	見積	棟	1	
	石綿分析調査の依頼		回	1	
	石綿除去処分	見積	回	1	
	建物等の法令適合性の調査		棟	1	
	機械設備		事業所	1	
	機械設備	見積	台	1	
	生産設備		設備	1	
	生産設備	見積	台	1	
	附帯工作物		戸	1	
	附帯工作物	工場等の敷地	箇所	1	
	独立工作物		箇所	1	
	独立工作物	見積	箇所	1	
	立竹木		㎡	100	数量が1,000㎡未満の場合は数位を10㎡とする。
	庭園		箇所	1	
	墳墓等		㎡	1	
	建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	1	
	照応建物の設計案の作成等	建物計画案の策定	案	1	
		照応建物の設計案の作成	案	1	
（略）					

（略）

（別表）　積　算　数　量　表　示　単　位　一　覧　表

区分	種別	細別	単位	数位	備考
共通	（略）				
権利調査	（略）				
建物等の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	木造建物		棟	1	
	木造特殊建物		棟	1	
	非木造建物		棟	1	
	建物	見積	棟	1	
	建物等の法令適合性の調査		棟	1	
	機械設備		事業所	1	
	機械設備	見積	台	1	
	生産設備		設備	1	
	生産設備	見積	台	1	
	附帯工作物		戸	1	
	附帯工作物	工場等の敷地	箇所	1	
	独立工作物		箇所	1	
	独立工作物	見積	箇所	1	
	立竹木		㎡	100	数量が1,000㎡未満の場合は数位を10㎡とする。
	庭園		箇所	1	
	墳墓等		㎡	1	
	建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	1	
	照応建物の設計案の作成等	建物計画案の策定	案	1	
		照応建物の設計案の作成	案	1	
（略）					

（略）

（別添１）国土交通省用地調査等業務費積算基準

（令和８年10月時点）

（略）

第６　建物等の調査

１～３　（略）

４　建物の調査

（略）

（１）木造建物の調査及び算定

（略）

表6－4　（略）

（別添１）国土交通省用地調査等業務費積算基準

（令和７年11月時点）

（略）

第６　建物等の調査

１～３　（略）

４　建物の調査

（略）

（１）木造建物の調査及び算定

（略）

表6－4　（略）

表6－5

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
木造建物Ａ	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師　Ａ	0.42	0.13	0.13	0.68 人	
			技師　Ｂ	0.42	1.18	0.48	2.08 人	
			技師　Ｃ	0.42	0.63	0.37	1.42 人	
			技師　Ｄ	—	—	0.13	0.13 人	
木造建物Ｂ	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師　Ａ	0.47	0.14	0.15	0.76 人	
			技師　Ｂ	0.47	1.40	0.32	2.19 人	
			技師　Ｃ	0.47	0.94	0.38	1.79 人	
			技師　Ｄ	—	—	0.13	0.13 人	
木造建物Ｃ	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師　Ａ	0.29	0.09	0.13	0.51 人	
			技師　Ｂ	0.29	0.60	0.35	1.24 人	
			技師　Ｃ	0.29	0.54	0.38	1.21 人	
			技師　Ｄ	—	—	0.10	0.10 人	

注１　（略）

注２　本表は、石綿調査算定要領（平成 24 年３月 30 日付け国土用第 50 号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。）第３条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第６条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表 6－14 によって行うものとし、石綿要領第７条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表 6－15 によって行うものとする。

表6－6　（略）

表6－5

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
木造建物Ａ	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師　Ａ	0.42	0.13	0.13	0.68 人	
			技師　Ｂ	0.42	1.18	0.48	2.08 人	
			技師　Ｃ	0.42	0.63	0.37	1.42 人	
			技師　Ｄ	—	—	0.13	0.13 人	
木造建物Ｂ	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師　Ａ	0.47	0.14	0.15	0.76 人	
			技師　Ｂ	0.47	1.40	0.32	2.19 人	
			技師　Ｃ	0.47	0.94	0.38	1.79 人	
			技師　Ｄ	—	—	0.13	0.13 人	
木造建物Ｃ	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師　Ａ	0.29	0.09	0.13	0.51 人	
			技師　Ｂ	0.29	0.60	0.35	1.24 人	
			技師　Ｃ	0.29	0.54	0.38	1.21 人	
			技師　Ｄ	—	—	0.10	0.10 人	

注１　（略）

注２　本表は、石綿調査算定要領（平成 24 年３月 30 日付け国土用第 50 号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。）第３条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

・石綿要領第６条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用

・石綿要領第７条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6－6　（略）

（２）木造特殊建物の調査及び算定

（略）

表６－７

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
木造特殊建物	棟	50㎡以上70㎡未満	主任技師	0.70	0.47	0.22	1.39人	
			技師　A	0.70	0.25	—	0.95人	
			技師　B	0.70	1.63	0.59	2.92人	
			技師　C	—	2.10	0.46	2.56人	
			技師　D	—	—	0.22	0.22人	

注１　（略）

注２　本表は、石綿要領第３条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第６条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表 6－14 によって行うものとし、石綿要領第７条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表６－15 によって行うものとする。

表6－8　（略）

（３）非木造建物の調査及び算定

（略）

表6－9　（略）

表6－10　（略）

（２）木造特殊建物の調査及び算定

（略）

表６－７

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
木造特殊建物	棟	50㎡以上70㎡未満	主任技師	0.70	0.47	0.22	1.39人	
			技師　A	0.70	0.25	—	0.95人	
			技師　B	0.70	1.63	0.59	2.92人	
			技師　C	—	2.10	0.46	2.56人	
			技師　D	—	—	0.22	0.22人	

注１　（略）

注２　本表は、石綿要領第３条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

・石綿要領第６条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用

・石綿要領第７条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6－8　（略）

（３）非木造建物の調査及び算定

（略）

表6－9　（略）

表6－10　（略）

構造計算を行わない場合　　表６－11

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
非木造建物Ａ	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04 人	用途による区分イの場合
			技師　Ａ	1.08	3.60	—	4.68 人	
			技師　Ｂ	1.08	0.48	1.30	2.86 人	
			技師　Ｃ	—	2.54	1.39	3.93 人	
			技師　Ｄ	—	—	0.23	0.23 人	
非木造建物Ｂ	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65 人	用途による区分イの場合
			技師　Ａ	0.83	2.76	—	3.59 人	
			技師　Ｂ	0.83	0.41	1.10	2.34 人	
			技師　Ｃ	—	1.98	0.97	2.95 人	
			技師　Ｄ	—	—	0.21	0.21 人	
非木造建物Ｃ	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56 人	用途による区分イの場合
			技師　Ａ	0.82	2.18	—	3.00 人	
			技師　Ｂ	0.82	0.22	0.79	1.83 人	
			技師　Ｃ	—	1.90	1.00	2.90 人	
			技師　Ｄ	—	—	0.26	0.26 人	
非木造建物Ｄ	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12 人	用途による区分イの場合
			技師　Ａ	0.41	0.17	0.11	0.69 人	
			技師　Ｂ	0.41	1.10	0.34	1.85 人	
			技師　Ｃ	0.41	0.69	0.42	1.52 人	
			技師　Ｄ	—	—	0.18	0.18 人	

構造計算を行わない場合　　表6－11

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
非木造建物Ａ	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04 人	用途による区分イの場合
			技師　Ａ	1.08	3.60	—	4.68 人	
			技師　Ｂ	1.08	0.48	1.30	2.86 人	
			技師　Ｃ	—	2.54	1.39	3.93 人	
			技師　Ｄ	—	—	0.23	0.23 人	
非木造建物Ｂ	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65 人	用途による区分イの場合
			技師　Ａ	0.83	2.76	—	3.59 人	
			技師　Ｂ	0.83	0.41	1.10	2.34 人	
			技師　Ｃ	—	1.98	0.97	2.95 人	
			技師　Ｄ	—	—	0.21	0.21 人	
非木造建物Ｃ	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56 人	用途による区分イの場合
			技師　Ａ	0.82	2.18	—	3.00 人	
			技師　Ｂ	0.82	0.22	0.79	1.83 人	
			技師　Ｃ	—	1.90	1.00	2.90 人	
			技師　Ｄ	—	—	0.26	0.26 人	
非木造建物Ｄ	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12 人	用途による区分イの場合
			技師　Ａ	0.41	0.17	0.11	0.69 人	
			技師　Ｂ	0.41	1.10	0.34	1.85 人	
			技師　Ｃ	0.41	0.69	0.42	1.52 人	
			技師　Ｄ	—	—	0.18	0.18 人	

構造計算を行う場合

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
非木造建物A	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	主任技師 技師　A 技師　B 技師　C 技師　D	1.08 1.08 1.08 — —	0.58 11.43 0.48 2.54 —	0.38 — 1.30 1.39 0.23	2.04 人 12.51 人 2.86 人 3.93 人 0.23 人	用途による区分イの場合
非木造建物B	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	主任技師 技師　A 技師　B 技師　C 技師　D	0.83 0.83 0.83 — —	0.49 9.47 0.41 1.98 —	0.33 — 1.10 0.97 0.21	1.65 人 10.30 人 2.34 人 2.95 人 0.21 人	用途による区分イの場合
非木造建物C	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	主任技師 技師　A 技師　B 技師　C 技師　D	0.82 0.82 0.82 — —	0.37 7.17 0.22 1.90 —	0.37 — 0.79 1.00 0.26	1.56 人 7.99 人 1.83 人 2.90 人 0.26 人	用途による区分イの場合
非木造建物D	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	主任技師 技師　A 技師　B 技師　C 技師　D	— 0.41 0.41 0.41 —	— 1.52 1.10 0.69 —	0.12 0.11 0.34 0.42 0.18	0.12 人 2.04 人 1.85 人 1.52 人 0.18 人	用途による区分イの場合

注１　（略）

注２　本表は、石綿要領第３条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第６条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表 6－14 によって行うものとし、石綿要領第７条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表 6－15 によって行うものとする。

構造計算を行う場合

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
非木造建物A	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	主任技師 技師　A 技師　B 技師　C 技師　D	1.08 1.08 1.08 — —	0.58 11.43 0.48 2.54 —	0.38 — 1.30 1.39 0.23	2.04 人 12.51 人 2.86 人 3.93 人 0.23 人	用途による区分イの場合
非木造建物B	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	主任技師 技師　A 技師　B 技師　C 技師　D	0.83 0.83 0.83 — —	0.49 9.47 0.41 1.98 —	0.33 — 1.10 0.97 0.21	1.65 人 10.30 人 2.34 人 2.95 人 0.21 人	用途による区分イの場合
非木造建物C	棟	200 ㎡以上 400 ㎡未満	主任技師 技師　A 技師　B 技師　C 技師　D	0.82 0.82 0.82 — —	0.37 7.17 0.22 1.90 —	0.37 — 0.79 1.00 0.26	1.56 人 7.99 人 1.83 人 2.90 人 0.26 人	用途による区分イの場合
非木造建物D	棟	70 ㎡以上 130 ㎡未満	主任技師 技師　A 技師　B 技師　C 技師　D	— 0.41 0.41 0.41 —	— 1.52 1.10 0.69 —	0.12 0.11 0.34 0.42 0.18	0.12 人 2.04 人 1.85 人 1.52 人 0.18 人	用途による区分イの場合

注１　（略）

注２　本表は、石綿要領第３条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

・石綿要領第６条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用

・石綿要領第７条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6－12　（略）	表6－12　（略）
（４）建物の見積	（４）建物の見積
（略）	（略）
表6－13　（略）	表6－13　（略）
（５）石綿分析調査の依頼	（新設）
石綿分析調査の依頼とは、石綿要領第６条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6－14によって行うものとする。	

表6－14

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
石綿分析調査の依頼	回	主任技師 技師　A	0.16 0.16	― 0.30	0.10 ―	0.26 人 0.46 人	

注１　本表は、専門機関が行う分析調査に要する費用は含んでいないため、必要な費用を別途計上するものとする。

注２　１回とは、建物の場合は１棟当たりとし、表6-1に定める他の区分の依頼を実施する場合は、各区分の単位当たりとする。

（６）石綿除去処分の見積	（新設）
石綿除去処分の見積とは、専門業者でなければ算定が困難と認められる石綿要領第７条に規定する対象石綿の除去処分費用についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表 6-15 によって行うものとする。	

表6－15

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
石綿除去処分の見積	回	主任技師	一	一	0.16	0.16 人	
		技師　A	一	0.24	0.27	0.51 人	

注１　本表は、原則として２社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

注２　１回とは、建物の場合は１棟当たりとし、表6-1に定める他の区分の依頼を実施する場合は、各区分の単位当たりとする。

5　建物等の法令適合性の調査及び算定

建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、第61条（防火地域及び準防火地域内の建築物）とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表6－16によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6－17により行うものとする。

表6－16　（略）

表6－17　（略）

6　工作物の調査

（１）機械設備

（略）

イ　機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、表6－18の区分によるものとする。

表6－18　（略）

5　建物等の法令適合性の調査及び算定

建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、第61条（防火地域及び準防火地域内の建築物）とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表6－14によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6－15により行うものとする。

表6－14　（略）

表6－15　（略）

6　工作物の調査

（１）機械設備

（略）

イ　機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、表6－16の区分によるものとする。

表6－16　（略）

ロ　機械設備の調査及び算定

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6－19により行うものとする。ただし、第８の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

（ｉ）　（略）

（ⅱ）　（略）

表6－19

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
機械設備Ａ	事務所	設置面積 100 ㎡以上 200 ㎡未満	主任技師 技師　Ａ 技師　Ｂ 技師　Ｄ	0.44 0.44 0.44 —	0.14 0.75 0.93 —	0.40 0.40 — 0.22	0.98 人 1.59 人 1.37 人 0.22 人	
機械設備Ｂ	事務所	設置面積 400 ㎡以上 600 ㎡未満	主任技師 技師　Ａ 技師　Ｂ 技師　Ｄ	0.94 0.94 0.94 —	0.42 2.29 2.76 —	0.60 2.31 — 0.63	1.96 人 5.54 人 3.70 人 0.63 人	
機械設備Ｃ	事務所	設置面積 400 ㎡以上 600 ㎡未満	主任技師 技師　Ａ 技師　Ｂ 技師　Ｄ	1.18 1.18 1.18 —	0.42 2.87 3.45 —	0.60 2.89 — 0.63	2.20 人 6.94 人 4.63 人 0.63 人	
機械設備Ｄ	事務所	設置面積 400 ㎡以上 600 ㎡未満	主任技師 技師　Ａ 技師　Ｂ 技師　Ｄ	1.35 1.35 1.35 —	0.42 3.30 3.97 —	0.60 3.33 — 0.63	2.37 人 7.98 人 5.32 人 0.63 人	

注１　本表規模欄に定める面積以外の場合は、表６－20の補正率表を適用するものとする。

ロ　機械設備の調査及び算定

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6－17により行うものとする。ただし、第８の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

（ｉ）　（略）

（ⅱ）　（略）

表6－17

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
機械設備Ａ	事務所	設置面積 100 ㎡以上 200 ㎡未満	主任技師 技師　Ａ 技師　Ｂ 技師　Ｄ	0.44 0.44 0.44 —	0.14 0.75 0.93 —	0.40 0.40 — 0.22	0.98 人 1.59 人 1.37 人 0.22 人	
機械設備Ｂ	事務所	設置面積 400 ㎡以上 600 ㎡未満	主任技師 技師　Ａ 技師　Ｂ 技師　Ｄ	0.94 0.94 0.94 —	0.42 2.29 2.76 —	0.60 2.31 — 0.63	1.96 人 5.54 人 3.70 人 0.63 人	
機械設備Ｃ	事務所	設置面積 400 ㎡以上 600 ㎡未満	主任技師 技師　Ａ 技師　Ｂ 技師　Ｄ	1.18 1.18 1.18 —	0.42 2.87 3.45 —	0.60 2.89 — 0.63	2.20 人 6.94 人 4.63 人 0.63 人	
機械設備Ｄ	事務所	設置面積 400 ㎡以上 600 ㎡未満	主任技師 技師　Ａ 技師　Ｂ 技師　Ｄ	1.35 1.35 1.35 —	0.42 3.30 3.97 —	0.60 3.33 — 0.63	2.37 人 7.98 人 5.32 人 0.63 人	

注１　本表規模欄に定める面積以外の場合は、表６－18の補正率表を適用するものとする。

注２　本表は、石綿要領第３条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第６条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表6－14によって行うものとし、石綿要領第７条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表6－15によって行うものとする。	注２　本表は、石綿要領第３条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。 ・石綿要領第６条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用 ・石綿要領第７条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用
表6－20　（略）	表6－18　（略）
ハ　機械設備の見積 機械設備の見積とは、機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6－21によって行うものとする。	ハ　機械設備の見積 機械設備の見積とは、機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6－19によって行うものとする。
表6－21　（略）	表6－19　（略）
（２）生産設備 （略）	（２）生産設備 （略）
イ　生産設備の区分 生産設備の調査及び算定を行う場合は、表 6－22 の区分によるものとする。	イ　生産設備の区分 生産設備の調査及び算定を行う場合は、表 6－20 の区分によるものとする。
表6－22　（略）	表6－20　（略）
ロ　生産設備の調査及び算定 生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6－23により行うものとする。ただし、第８の予備調査を行っているものにつ	ロ　生産設備の調査及び算定 生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6－21により行うものとする。ただし、第８の予備調査を行っているものにつ

いては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。なお、生産設備ＡからＣまでの設備区域内に生産設備Ｄが存する場合には、生産設備Ｄは計上しないものとする。

表6－23

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
生産設備Ａ	設備当たり	設置面積 300 ㎡以上 500 ㎡未満	主任技師	—	—	0.10	0.10 人	
			技師　Ａ	0.29	0.14	0.13	0.56 人	
			技師　Ｂ	0.29	0.71	0.43	1.43 人	
			技師　Ｃ	0.29	0.49	—	0.78 人	
			技師　Ｄ	—	—	0.15	0.15 人	
生産設備Ｂ	設備当たり	設置面積 300 ㎡以上 500 ㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12 人	
			技師　Ａ	0.41	0.15	0.18	0.74 人	
			技師　Ｂ	0.41	0.88	0.46	1.75 人	
			技師　Ｃ	0.41	0.70	—	1.11 人	
			技師　Ｄ	—	—	0.19	0.19 人	
生産設備Ｃ	設備当たり	設置面積 300 ㎡以上 500 ㎡未満	主任技師	—	—	0.11	0.11 人	
			技師　Ａ	0.21	0.15	0.16	0.52 人	
			技師　Ｂ	0.21	0.58	0.32	1.11 人	
			技師　Ｃ	0.21	0.48	—	0.69 人	
			技師　Ｄ	—	—	0.17	0.17 人	
生産設備Ｄ	箇所	—	主任技師	—	—	0.08	0.08 人	
			技師　Ａ	0.13	0.09	0.09	0.31 人	
			技師　Ｂ	0.13	0.50	0.16	0.79 人	
			技師　Ｃ	0.13	0.21	—	0.34 人	
			技師　Ｄ	—	—	0.17	0.17 人	

注１　本表規模欄に定める面積以外の場合は、表６－24 の補正率表を適用するものとする。

注２　本表は、石綿要領第３条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第６条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表6－14によって行うものとし、石綿要領第７条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接

いては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。なお、生産設備ＡからＣまでの設備区域内に生産設備Ｄが存する場合には、生産設備Ｄは計上しないものとする。

表6－21

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
生産設備Ａ	設備当たり	設置面積 300 ㎡以上 500 ㎡未満	主任技師	—	—	0.10	0.10 人	
			技師　Ａ	0.29	0.14	0.13	0.56 人	
			技師　Ｂ	0.29	0.71	0.43	1.43 人	
			技師　Ｃ	0.29	0.49	—	0.78 人	
			技師　Ｄ	—	—	0.15	0.15 人	
生産設備Ｂ	設備当たり	設置面積 300 ㎡以上 500 ㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12 人	
			技師　Ａ	0.41	0.15	0.18	0.74 人	
			技師　Ｂ	0.41	0.88	0.46	1.75 人	
			技師　Ｃ	0.41	0.70	—	1.11 人	
			技師　Ｄ	—	—	0.19	0.19 人	
生産設備Ｃ	設備当たり	設置面積 300 ㎡以上 500 ㎡未満	主任技師	—	—	0.11	0.11 人	
			技師　Ａ	0.21	0.15	0.16	0.52 人	
			技師　Ｂ	0.21	0.58	0.32	1.11 人	
			技師　Ｃ	0.21	0.48	—	0.69 人	
			技師　Ｄ	—	—	0.17	0.17 人	
生産設備Ｄ	箇所	—	主任技師	—	—	0.08	0.08 人	
			技師　Ａ	0.13	0.09	0.09	0.31 人	
			技師　Ｂ	0.13	0.50	0.16	0.79 人	
			技師　Ｃ	0.13	0.21	—	0.34 人	
			技師　Ｄ	—	—	0.17	0.17 人	

注１　本表規模欄に定める面積以外の場合は、表６－22 の補正率表を適用するものとする。

注２　本表は、石綿要領第３条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

人件費の積算は、表6－15によって行うものとする。

表6－24　（略）

ハ　生産設備の見積

生産設備の見積とは、設備等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、 かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる設備等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6－25によって行うものとする。

表6－25　（略）

（３）附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）

（略）

イ　附帯工作物の区分

附帯工作物の調査及び算定を行う場合は、表6－26によるものとする。

表6－26　（略）

ロ　附帯工作物（敷地内の立竹木含む。）の調査及び算定

附帯工作物の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6－27により行うものとする。ただし、第８の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

・石綿要領第６条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用

・石綿要領第７条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6－22　（略）

ハ　生産設備の見積

生産設備の見積とは、設備等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、 かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる設備等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6－23によって行うものとする。

表6－23　（略）

（３）附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）

（略）

イ　附帯工作物の区分

附帯工作物の調査及び算定を行う場合は、表6－24によるものとする。

表6－24　（略）

ロ　附帯工作物（敷地内の立竹木含む。）の調査及び算定

附帯工作物の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6－25により行うものとする。ただし、第８の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表6－27

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
住宅敷地Ａ	戸	敷地面積 150 ㎡未満	技師　Ａ	0.20	0.10	0.06	0.36 人	
			技師　Ｂ	0.20	—	0.28	0.48 人	
			技師　Ｃ	0.20	0.70	0.22	1.12 人	
			技師　Ｄ	—	—	0.06	0.06 人	
住宅敷地Ｂ	戸	敷地面積 150 ㎡以上 200 ㎡未満	技師　Ａ	0.26	0.10	0.07	0.43 人	
			技師　Ｂ	0.26	—	0.39	0.65 人	
			技師　Ｃ	0.26	1.24	0.35	1.85 人	
			技師　Ｄ	—	—	0.07	0.07 人	
住宅敷地Ｃ	戸	敷地面積 200 ㎡以上 600 ㎡未満	技師　Ａ	0.47	0.10	0.07	0.64 人	
			技師　Ｂ	0.47	—	0.61	1.08 人	
			技師　Ｃ	0.47	2.06	0.45	2.98 人	
			技師　Ｄ	—	—	0.07	0.07 人	
農家敷地Ａ	戸	敷地面積 600 ㎡以上 1,000 ㎡未満	技師　Ａ	0.65	0.09	0.07	0.81 人	
			技師　Ｂ	0.65	—	0.88	1.53 人	
			技師　Ｃ	0.65	2.79	0.77	4.21 人	
			技師　Ｄ	—	—	0.07	0.07 人	
農家敷地Ｂ	戸	敷地面積 1,000 ㎡以上	技師　Ａ	0.91	0.19	0.13	1.23 人	
			技師　Ｂ	0.91	—	1.11	2.02 人	
			技師　Ｃ	0.91	3.90	1.01	5.82 人	
			技師　Ｄ	—	—	0.13	0.13 人	
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500 ㎡以上 1,000 ㎡未満	技師　Ａ	0.41	0.23	0.22	0.86 人	
			技師　Ｂ	0.41	—	0.83	1.24 人	
			技師　Ｃ	0.41	2.30	0.42	3.13 人	
			技師　Ｄ	—	—	0.18	0.18 人	
独立工作物	箇所	—	技師　Ａ	0.13	0.12	0.12	0.37 人	
			技師　Ｂ	0.13	—	0.21	0.34 人	
			技師　Ｃ	0.13	0.61	0.20	0.94 人	
			技師　Ｄ	—	—	0.15	0.15 人	

注１　（略）

注２　工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6－28の補正率表を適用するものとする。

注３　（略）

表6－25

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
住宅敷地Ａ	戸	敷地面積 150 ㎡未満	技師　Ａ	0.20	0.10	0.06	0.36 人	
			技師　Ｂ	0.20	—	0.28	0.48 人	
			技師　Ｃ	0.20	0.70	0.22	1.12 人	
			技師　Ｄ	—	—	0.06	0.06 人	
住宅敷地Ｂ	戸	敷地面積 150 ㎡以上 200 ㎡未満	技師　Ａ	0.26	0.10	0.07	0.43 人	
			技師　Ｂ	0.26	—	0.39	0.65 人	
			技師　Ｃ	0.26	1.24	0.35	1.85 人	
			技師　Ｄ	—	—	0.07	0.07 人	
住宅敷地Ｃ	戸	敷地面積 200 ㎡以上 600 ㎡未満	技師　Ａ	0.47	0.10	0.07	0.64 人	
			技師　Ｂ	0.47	—	0.61	1.08 人	
			技師　Ｃ	0.47	2.06	0.45	2.98 人	
			技師　Ｄ	—	—	0.07	0.07 人	
農家敷地Ａ	戸	敷地面積 600 ㎡以上 1,000 ㎡未満	技師　Ａ	0.65	0.09	0.07	0.81 人	
			技師　Ｂ	0.65	—	0.88	1.53 人	
			技師　Ｃ	0.65	2.79	0.77	4.21 人	
			技師　Ｄ	—	—	0.07	0.07 人	
農家敷地Ｂ	戸	敷地面積 1,000 ㎡以上	技師　Ａ	0.91	0.19	0.13	1.23 人	
			技師　Ｂ	0.91	—	1.11	2.02 人	
			技師　Ｃ	0.91	3.90	1.01	5.82 人	
			技師　Ｄ	—	—	0.13	0.13 人	
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500 ㎡以上 1,000 ㎡未満	技師　Ａ	0.41	0.23	0.22	0.86 人	
			技師　Ｂ	0.41	—	0.83	1.24 人	
			技師　Ｃ	0.41	2.30	0.42	3.13 人	
			技師　Ｄ	—	—	0.18	0.18 人	
独立工作物	箇所	—	技師　Ａ	0.13	0.12	0.12	0.37 人	
			技師　Ｂ	0.13	—	0.21	0.34 人	
			技師　Ｃ	0.13	0.61	0.20	0.94 人	
			技師　Ｄ	—	—	0.15	0.15 人	

注１　（略）

注２　工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6－26の補正率表を適用するものとする。

注３　（略）

注４　本表は、石綿要領第３条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第６条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表6－14によって行うものとし、石綿要領第７条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表6－15によって行うものとする。	注４　本表は、石綿要領第３条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。 ・石綿要領第６条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用 ・石綿要領第７条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用
表6－28　（略）	表6－26　（略）
ハ　独立工作物の見積 独立工作物の見積とは、専門業者等でなければ算定が困難と認められる独立工作物についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6－29によって行うものとする。	ハ　独立工作物の見積 独立工作物の見積とは、専門業者等でなければ算定が困難と認められる独立工作物についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6－27によって行うものとする。
表6－29　（略）	表6－27　（略）
（４）立竹木の調査及び算定 立竹木の調査及び算定は、表6－30の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6－31により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。 $\text{直接人件費} = \left(\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000}\right)$ ただし、表6－30の区分欄の庭木等に掲げるものについては、（３）附帯工作物に含めて調査するものとする。	（４）立竹木の調査及び算定 立竹木の調査及び算定は、表6－28の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6－29により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。 $\text{直接人件費} = \left(\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000}\right)$ ただし、表6－28の区分欄の庭木等に掲げるものについては、（３）附帯工作物に含めて調査するものとする。
表6－30　（略）	表6－28　（略）

表6－31

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
用材林	1,000 ㎡	—	主任技師 技師　B 技師　C 技師　D	— 0.23 0.23 0.23	— 0.07 0.47 —	0.04 0.07 0.18 0.15	0.04 人 0.37 人 0.88 人 0.38 人	
薪炭林	1,000 ㎡	—	主任技師 技師　B 技師　C 技師　D	— 0.36 0.36 0.36	— 0.11 0.68 —	0.06 0.10 0.31 0.15	0.06 人 0.57 人 1.35 人 0.51 人	
収穫樹	1,000 ㎡	—	主任技師 技師　B 技師　C 技師　D	— 0.34 0.34 0.34	— 0.12 0.91 —	0.08 0.10 0.38 0.21	0.08 人 0.56 人 1.63 人 0.55 人	釣り棚、囲障等の調査及び算定を含む。
竹林	1,000 ㎡	—	主任技師 技師　B 技師　C 技師　D	— 0.14 0.14 0.14	— 0.13 0.48 —	0.04 0.06 0.13 0.14	0.04 人 0.33 人 0.75 人 0.28 人	
苗木 （植木畑）	1,000 ㎡	—	技師　B 技師　C 技師　D	0.50 0.50 0.50	0.04 0.52 —	0.04 0.37 0.06	0.58 人 1.39 人 0.56 人	囲障等の調査及び算定を含む。

注　調査区域の地形等によって表6－32の補正を行うものとする。

表6－32　（略）

（５）庭園の調査及び算定

庭園とは、立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいい、その区分は、表6－33によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6－34により行うものとする。

表6－33　（略）

表6－29

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
用材林	1,000 ㎡	—	主任技師 技師　B 技師　C 技師　D	— 0.23 0.23 0.23	— 0.07 0.47 —	0.04 0.07 0.18 0.15	0.04 人 0.37 人 0.88 人 0.38 人	
薪炭林	1,000 ㎡	—	主任技師 技師　B 技師　C 技師　D	— 0.36 0.36 0.36	— 0.11 0.68 —	0.06 0.10 0.31 0.15	0.06 人 0.57 人 1.35 人 0.51 人	
収穫樹	1,000 ㎡	—	主任技師 技師　B 技師　C 技師　D	— 0.34 0.34 0.34	— 0.12 0.91 —	0.08 0.10 0.38 0.21	0.08 人 0.56 人 1.63 人 0.55 人	釣り棚、囲障等の調査及び算定を含む。
竹林	1,000 ㎡	—	主任技師 技師　B 技師　C 技師　D	— 0.14 0.14 0.14	— 0.13 0.48 —	0.04 0.06 0.13 0.14	0.04 人 0.33 人 0.75 人 0.28 人	
苗木 （植木畑）	1,000 ㎡	—	技師　B 技師　C 技師　D	0.50 0.50 0.50	0.04 0.52 —	0.04 0.37 0.06	0.58 人 1.39 人 0.56 人	囲障等の調査及び算定を含む。

注　調査区域の地形等によって表6－30の補正を行うものとする。

表6－30　（略）

（５）庭園の調査及び算定

庭園とは、立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されているものをいい、その区分は、表6－31によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6－32により行うものとする。

表6－31　（略）

表6－34

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
庭園A	箇所	200㎡以上 400㎡未満	技師　A 技師　B 技師　C 技師　D	0.88 0.88 0.88 —	0.12 1.00 1.93 —	1.12 0.75 0.75 0.12	1.12人 2.63人 3.56人 0.12人	
庭園B	箇所	200㎡以上 400㎡未満	技師　A 技師　B 技師　C 技師　D	0.63 0.63 0.63 —	0.12 0.93 1.81 —	0.12 0.68 0.68 0.12	0.87人 2.24人 3.12人 0.12人	
庭園C	箇所	200㎡以上 400㎡未満	技師　A 技師　B 技師　C 技師　D	0.47 0.47 0.47 —	0.08 0.75 1.50 —	0.08 0.56 0.56 0.12	0.63人 1.78人 2.53人 0.12人	

注１　本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6－35の補正率表を適用するものとする。

注２　（略）

表6－35　（略）

（６）墳墓等の調査及び算定

墳墓等とは、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに付随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は、表6－36によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表6－37により行うものとする。

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = \left(\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10}\right)$$

表6－36　（略）

表6－32

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
庭園A	箇所	200㎡以上 400㎡未満	技師　A 技師　B 技師　C 技師　D	0.88 0.88 0.88 —	0.12 1.00 1.93 —	1.12 0.75 0.75 0.12	1.12人 2.63人 3.56人 0.12人	
庭園B	箇所	200㎡以上 400㎡未満	技師　A 技師　B 技師　C 技師　D	0.63 0.63 0.63 —	0.12 0.93 1.81 —	0.12 0.68 0.68 0.12	0.87人 2.24人 3.12人 0.12人	
庭園C	箇所	200㎡以上 400㎡未満	技師　A 技師　B 技師　C 技師　D	0.47 0.47 0.47 —	0.08 0.75 1.50 —	0.08 0.56 0.56 0.12	0.63人 1.78人 2.53人 0.12人	

注１　本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6－33の補正率表を適用するものとする。

注２　（略）

表6－33　（略）

（６）墳墓等の調査及び算定

墳墓等とは、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設であって、これに付随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は、表6－34によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表6－35により行うものとする。

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = \left(\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10}\right)$$

表6－34　（略）

表6－37　（略）

7　建物等の残地移転要件の該当性の検討

工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下、第９までにおいて「大規模工場等」という。）以外の建物等の残地移転要件の該当性の検討に必要となる、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料（検討概要書）を作成する（第９移転工法案の検討に該当するものを除く。）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表6－38により行うものとする。

表6－38　（略）

8　照応建物の設計案の作成等

（略）

（１）建物計画案の策定

照応建物に係る建物の推定建築費の積算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表6－39により行うものとする。

表6－39

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
建物計画案の策定	計画案 １案当たり	技師　A 技師　B	— —	0.13 0.37	— —	0.13 人 0.37 人	

表6－35　（略）

7　建物等の残地移転要件の該当性の検討

工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下、第９までにおいて「大規模工場等」という。）以外の建物等の残地移転要件の該当性の検討に必要となる、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料（検討概要書）を作成する（第９移転工法案の検討に該当するものを除く。）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表6－36により行うものとする。

表6－36　（略）

8　照応建物の設計案の作成等

（略）

（１）建物計画案の策定

照応建物に係る建物の推定建築費の積算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表6－37により行うものとする。

表6－37

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
建物計画案の策定	計画案 １案当たり	技師　A 技師　B	— —	0.13 0.37	— —	0.13 人 0.37 人	

注　概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合の照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）を行う場合においても、表6－39を適用するものとする。	注　概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合の照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）を行う場合においても、表6－37を適用するものとする。
（２）照応建物の設計案の作成 概算額による照応建物の推定建築費の積算に要する直接人件費の積算は、表6－40により行うものとする。 なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第６建物等の調査　４建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとする。 ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第９移転工法案の検討　７照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。 表6－40　（略）	（２）照応建物の設計案の作成 概算額による照応建物の推定建築費の積算に要する直接人件費の積算は、表6－38により行うものとする。 なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第６建物等の調査　４建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとする。 ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第９移転工法案の検討　７照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。 表6－38　（略）
（略）	（略）

第９　移転工法案の検討

（略）

８　機械設備設計

（略）

機械設備設計標準員数　　表9－13

区分	単位	規模	職種	内業		計	備考
				図面等	算定		
機械設備Ａ	事務所	設置面積 100 ㎡以上 200 ㎡未満	主任技師 技師　Ａ 技師　Ｂ 技師　Ｄ	0.14 0.75 0.93 ―	0.40 0.40 ― 0.22	0.54 人 1.15 人 0.93 人 0.22 人	
機械設備Ｂ	事務所	設置面積 400 ㎡以上 600 ㎡未満	主任技師 技師　Ａ 技師　Ｂ 技師　Ｄ	0.42 2.29 2.76 ―	0.60 2.31 ― 0.63	1.02 人 4.60 人 2.76 人 0.63 人	
機械設備Ｃ	事務所	設置面積 400 ㎡以上 600 ㎡未満	主任技師 技師　Ａ 技師　Ｂ 技師　Ｄ	0.42 2.87 3.45 ―	0.60 2.89 ― 0.63	1.02 人 5.76 人 3.45 人 0.63 人	
機械設備Ｄ	事務所	設置面積 400 ㎡以上 600 ㎡未満	主任技師 技師　Ａ 技師　Ｂ 技師　Ｄ	0.42 3.30 3.97 ―	0.60 3.33 ― 0.63	1.02 人 6.63 人 3.97 人 0.63 人	

注１　本表の区分は、表 6－18 のとおりとする。

注２　（略）

注３　（略）

注４　本表の歩掛は、表6－19の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。

第９　移転工法案の検討

（略）

８　機械設備設計

（略）

機械設備設計標準員数　　表9－13

区分	単位	規模	職種	内業		計	備考
				図面等	算定		
機械設備Ａ	事務所	設置面積 100 ㎡以上 200 ㎡未満	主任技師 技師　Ａ 技師　Ｂ 技師　Ｄ	0.14 0.75 0.93 ―	0.40 0.40 ― 0.22	0.54 人 1.15 人 0.93 人 0.22 人	
機械設備Ｂ	事務所	設置面積 400 ㎡以上 600 ㎡未満	主任技師 技師　Ａ 技師　Ｂ 技師　Ｄ	0.42 2.29 2.76 ―	0.60 2.31 ― 0.63	1.02 人 4.60 人 2.76 人 0.63 人	
機械設備Ｃ	事務所	設置面積 400 ㎡以上 600 ㎡未満	主任技師 技師　Ａ 技師　Ｂ 技師　Ｄ	0.42 2.87 3.45 ―	0.60 2.89 ― 0.63	1.02 人 5.76 人 3.45 人 0.63 人	
機械設備Ｄ	事務所	設置面積 400 ㎡以上 600 ㎡未満	主任技師 技師　Ａ 技師　Ｂ 技師　Ｄ	0.42 3.30 3.97 ―	0.60 3.33 ― 0.63	1.02 人 6.63 人 3.97 人 0.63 人	

注１　本表の区分は、表 6－16 のとおりとする。

注２　（略）

注３　（略）

注４　本表の歩掛は、表 6－17 の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。

見積徴収者員数　　表9－14

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
機械設備の見積	台 （装 置）	主任技師 技師　A	0.14 0.14	— 0.91	0.43 0.14	0.57 人 1.19 人	

注１　（略）

注２　（略）

注３　（略）

注４　本表は、表 6－21 を再掲したものである。

見積徴収者員数　　表9－15

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
生産設備の見積	台 （装 置）	主任技師 技師　A	0.23 0.23	— 0.41	0.36 0.23	0.59 人 0.87 人	

注１　（略）

注２　（略）

注３　（略）

注４　本表は、表6－25を再掲したものである。

（略）

見積徴収者員数　　表9－14

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
機械設備の見積	台 （装 置）	主任技師 技師　A	0.14 0.14	— 0.91	0.43 0.14	0.57 人 1.19 人	

注１　（略）

注２　（略）

注３　（略）

注４　本表は、表 6－19 を再掲したものである。

見積徴収者員数　　表9－15

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
生産設備の見積	台 （装 置）	主任技師 技師　A	0.23 0.23	— 0.41	0.36 0.23	0.59 人 0.87 人	

注１　（略）

注２　（略）

注３　（略）

注４　本表は、表6－23を再掲したものである。

（略）

第１１　再算定業務 （略） ３　再算定業務（再調査不要） 再算定業務（再調査不要）は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛のうち、「内業（算定）」により行うものとする。 ただし、見積徴収（部材等の見積を除く）により再算定を行う場合は、表6－13、表6－15、 表6－21、表6－25及び表6－29の「外業（調査）」と「内業（図面等・算定）」により行うものとする。 なお、営業補償の再算定業務については、原則として、「４再調査業務」（６）及び（７）により行うものとする。 （略）	第１１　再算定業務 （略） ３　再算定業務（再調査不要） 再算定業務（再調査不要）は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛のうち、「内業（算定）」により行うものとする。 ただし、見積徴収（部材等の見積を除く）により再算定を行う場合は、表6－13、表6－19、 表6－23及び表6－27の「外業（調査）」と「内業（図面等・算定）」により行うものとする。 なお、営業補償の再算定業務については、原則として、「４再調査業務」（６）及び（７）により行うものとする。 （略）

第１４ 消費税等調査

（略）

２　消費税等調査

（１）営業調査等を伴わない事業者

表14-1

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
消費税等調査	事業者	—	技師　A	0.16	0.09	—	0.25 人	
			技師　B	0.16	0.13	—	0.29 人	

（２）営業調査等を伴う事業者（営業補償対象者）

表14-2

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
消費税等調査	事業者	—	技師　A	0.08	0.09	—	0.17 人	
			技師　B	0.08	0.13	—	0.21 人	

（略）

第１４ 消費税等調査

（略）

２　消費税等調査

（１）営業調査等を伴わない事業者

表14-1

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
消費税等調査	事業者	—	技師　A	0.15	0.09	—	0.24 人	
			技師　B	0.15	0.13	—	0.28 人	

（２）営業調査等を伴う事業者（営業補償対象者）

表14-2

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
消費税等調査	事業者	—	技師　A	0.06	0.09	—	0.15 人	
			技師　B	0.06	0.13	—	0.19 人	

（略）